



鳥取砂丘から、完走 & 自己ベスト！

鳥取マラソン2026

TOTTORI MARATHON 2026

【出店ブース】募集事項ほか

鳥取マラソン実行委員会

◆出店者募集要項

主催/鳥取県、鳥取市、鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社
主管/鳥取マラソン実行委員会

1 出店ブース概要

(1)趣旨

鳥取マラソン2026に参加するランナーをおもてなしするとともに広く鳥取県の魅力をPRすることを目的とし、大会当日、ヤマタスポーツパーク(ゴール地点)に鳥取県の特産品や飲食物を紹介・販売する出店エリアを設置する。
※鳥取マラソンは、鳥取砂丘オアシス広場(鳥取市福部町)を9:00にスタートし、

ヤマタスポーツパーク陸上競技場をゴールとするワンウェイコースで実施。トップ選手のゴールは11:30頃

(2)日時 2026年3月15日(日)11:00~16:00頃

(3)場所 ヤマタスポーツパーク陸上競技場 中央広場(鳥取市布勢146-1)

(4)内容 鳥取県内の特産品や飲食物の紹介・販売

2 出店条件

(1)電気・水道・ガスは使用可能(営業参加者が準備を推奨。または別料金オプション対応あり)

(2)販売に伴う事故等は、出店者の責任とする

(3)出店エリアを設置する趣旨を理解し、良質で安全な品を、市価を上回らない価格で供給すること

(4)飲食物販売により発生するゴミ(容器、割り箸等)は、出店者が、ゴミ箱を設置して、責任をもって回収・処理すること

(5)清涼飲料水(缶・ペットボトル・瓶)の取り扱いは「大塚製薬」の製品のみとする

(6)営業類似行為及び火器使用申請は、実行委員会で一括して行う

3 応募資格 鳥取県内に所在する会社、団体または個人とする

4 出店者の決定等

実行委員会が書類審査および調査を行い、出店希望者に対し「営業参加承諾書」を発行する。契約は、出店者が出店料を全額納付した時点で成立するものとする。

5 出店料

・1区画(テント半張り) 税込20,000円

・2区画(テント1張り) 税込35,000円

※区画仕様は右記のとおり

※自らテントを用意または移動販売車を利用する場合は税込15,000円

ただし、テントの強風対策は各自で施すこと

※出店料の納付は「営業参加承諾書」発行後とする

6 出店料の内容

・都市公園占有使用料

・テントのリース料(横幕含む) ◎

・テントの設営・撤去料 ◎

・長机2本、パイプ椅子4脚の使用料

・特設ホームページ(鳥取マラソン2026)に社名掲載

※テント持込又は移動販売車利用の場合は、◎の内容が含まれません。

※出店料には、電気・水道・ガス等の利用料・使用料は含まれません。

必要な出店者は、各自持ち込みを推奨します。

実行委員会に手配を依頼した場合は、別途料金が発生します。

7 応募方法

(1)参加申込書と応募書類の提出

参加希望者は、別紙「営業参加に関する基本事項・留意事項」を承知の上、専用フォームにて「出店エリア参加申込」を行う

(2)提出期限 2026年1月15日(木)17:00

(3)提出方法 専用フォーム(公式ホームページ内)

8 その他

(1)参加申込書提出後の追加、修正は認めない

(2)提出された参加申込書は、選考の公平性、透明性および客観性を明らかにするため公表する場合がある。
また、同書は返却しない

(3)詳しくは大会ホームページを参照 <https://tottori-marathon.jp>

ブース仕様について	
イメージ (半分張り で1区画)	
構造	仮設パイプテント
建築面積	3600mm×5400mm 19.44m ² (2間×3間・1張り分)
延床面積	3570mm×2670mm 9.53m ² (半張りで1店舗分)
最高高さ	3090mm
その他	テントの後方1mはストックとして占有可能
オプション	<p>その他、必要な備品はオプション対応とし、営業参加に伴う工事費等の負担区分は、下記のとおり。</p> <p>◎電気について 実行委員会に手配を依頼する場合の費用は15,000円です(2.8kVA発電機のリース料)</p> <p>◎水道について 実行委員会に手配を依頼する場合の費用は15,000円です(共用シンクのリース料金と水道工事費)</p> <p>◎ガスについて 不可 (各自で準備し使用する場合は消火器の設置必須)</p>

◆営業参加に関する基本事項

【営業参加の定義】

「営業参加」とは、企業等が鳥取マラソン2026会場内で営業店舗または敷地を鳥取マラソン実行委員会(以下「実行委員会」)から賃借して営業活動を行うもので、その店舗の賃借料および内装費は、すべて参加する企業等が負担する形態をいう。

1 大会の主旨

2008年に始まった鳥取マラソン。全国から集まるランナーをおもてなしするとともに広く鳥取県の魅力をPRするため、大会当日、ヤマタスポーツパーク陸上競技場(ゴール地点)に設ける出店ゾーンで鳥取県の特産品や飲食物を紹介・販売する出店者(営業参加者)を募集します。

2 基本方針

営業参加者は、大会の主旨を理解したうえ、下記の方針を遵守していただきます。

- (1)大会が掲げるコンセプトに従い営業活動を展開するとともに、それにふさわしいサービスの徹底を図ること。
- (2)飲食品の販売にあたっては、清潔かつ衛生的に飲食品を提供するために必要な設備等を設置するとともに、食中毒の発生防止について、所轄保健所の指導のもと、万全の対策を講ずること。
- (3)良質で安全な品を、市価を上回らない価格で供給すること。

3 営業日時

2026年3月15日(日)11:00~16:00頃

※実行委員会が会場運営上必要であると認めた場合、営業時間を変更することがあります。

※営業権を譲渡、転貸することはできません。

4 販売品目・販売価格および販売方法

営業参加者が、販売品目・価格および方法を実行委員会に提示後、実行委員会と協議し、承認を得る必要があります。

(変更時も同様)

※飲料(缶・ペットボトル)の取り扱いは「大塚製薬」の製品のみとさせていただきます。

5 第三者からの苦情処理等

営業参加者は、営業に起因または関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等について、営業参加者の責任と負担において誠意を持って解決に努めなければなりません。

6 営業参加者の責務等

- (1)営業参加者は、営業場所を常に清潔かつ衛生的に維持し、営業内容について来場者に満足を与えることができるよう努めなければなりません。
- (2)営業参加者は、予想した営業収益を上げ得なかったこと、見込み来場者数を下回ったことを理由に、その損害の補てんまたは補償を実行委員会に請求することはできません。自らにおいて営業参加の判断を下してください。
- (3)営業参加者は、提供する製品の製造物責任(PL法)に対応しなければなりません。

7 主な禁止事項 営業参加者は、次の行為をすることはできません。

(1)実行委員会が指定した場所以外での営業。

(2)営業施設を営業参加契約で定めた営業用途以外の目的で使用すること。

(3)営業施設または敷地の全部もしくは一部を第三者に使用させ転貸・譲渡すること。

8 契約の締結

契約は、営業参加料を全額納付・必要書類を全て提出した時点で成立するものとします。

納付された営業参加料については、大会の開催中止以外の理由による返還は行いません。

9 営業参加承諾の取り消し

- (1)実行委員会は、営業参加者が募集要項2に定める出店条件に違反したとき、または実行委員会の指示に従わないときは、営業参加の承諾を取り消し、会場内での営業停止を命じることができます。
- (2)実行委員会は(1)により契約を解除した場合、既納の営業参加料を返還しません。
- (3)(1)により契約を解除された営業参加者は、出店予定だった営業施設の場所について、実行委員会が指名する第三者が使用することを認めなければなりません。
- (4)(1)の取り消しまたは停止によって生じた営業参加者の損害については、実行委員会は一切の責任を負いません。

◆営業参加に関する留意事項

1 営業参加者の管理責任

- (1) 営業参加者は、営業施設の管理および衛生管理、事故、火災、盗難等の防止および従業員の指揮監督などについての管理責任を負っていただきます。
- (2) 実行委員会は、営業参加者の従業員あるいは当該営業者への納入業者が、規定に違反および実行委員会の指示に従わないとき、または会場内の秩序を維持するに適当でないと認めたときは、営業参加者に指示して場外退去または営業に従事することを禁ずる場合があります。
- (3) 営業時間中に営業施設内で発生した災害については、明らかに実行委員会の責めに帰するもの以外は、実行委員会は一切その責任を負いません。

2 営業参加者の遵守事項

営業参加者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 実行委員会が定める「営業参加に関する基本事項」の規則等を遵守すること。
- (2) 専用スペース外での営業行為や宣伝行為を行わないこと。
- (3) 拡声器や音響装置、その他これに類するものを使用する場合は、あらかじめ実行委員会に申し出て承認を受け、専用スペースの外部に音が漏れないよう留意し、音量については実行委員会の指示に従うこと。
- (4) 営業施設内および占有する敷地内のゴミは、基本的に持ち帰ること。
- (5) 残飯や汚物等は、営業者が責任をもって処理し、排水溝等に流さないこと。
- (6) 事故、火災、盗難等の防止について、各自最善の注意を払うこと。
- (7) ダンボール、商品等の物品を、占有スペース以外の場所に置かないこと。

◆各者負担について

ブース仕様について	
営業者負担	1 廉房等設備工事費 2 営業に必要な什器・備品等の設置費 3 電気、給排水設備の工事費 4 電気、給水使用料 5 ガス設備工事費および使用料 6 看板等の製作および設置、撤去費 7 飲食営業により発生した製造ゴミおよび残飯ゴミの処理費 8 営業者が負担した内装、設備等の解体、撤去費 9 貸与された施設の現状復旧費 10 保険料(営業者負担分)・施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険等・ その他日本国の法令等により付保しなければならない保険 11 その他、営業のために必要な諸設備および備品 取り付け等、実行委員会が負担しない経費
実行委員会負担	1 建物および実行委員会が必要とする基本動線における舗装等基本施設工事費 (利用するテントのレンタル料、設営・撤去作業料) 2 都市公園占有使用料金